

領収書等添付表

(平成29年度報告分)

番号	④-1
項目名	研究研修費・調査旅費・資料作成費・資料購入費・広報広聴費・人件費・事務所費

領収書等貼付欄

領 収 書

一 金 2 万 3 千 2 百 9 十 0 円

但し、行政資料の写し・公開手数料等

(内訳)

行政資料の写し	10円 ×	枚 =	円
公開文書の写し	10円 × 119	枚 =	1,190 円
カラー	50円 × 442	枚 =	22,100 円
行政文書の公開手数料	300円 ×	件 =	円
冊子			円
その他()			円
郵便料金			円

上記の金額を領収しました。

奥田 寛 様

櫃原第3536号2



奈良県櫃原市八木町1-1-18
櫃原市役所広報広聴課

※領収書記載金額の一部を政務活動費で計上する場合、按分を必要とする場合は按分率を記載し金額を計算してください。

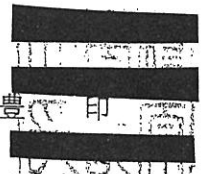
添付領収書合計	23290 円
按分率	(/)
政務活動費で計上する金額	23290 円

部分公開決定通知書

檀八木第3536号の2
平成29年 4月12日

檀原市今井町2-5-2
奥田 寛 様

檀原市長 森 下 豊 印



平成29年3月29日付けで請求のありました行政文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しました。

公開請求の件名又は内容	八木駅北まちづくりに関する有識者会議の議事録や委員に配布されている文書一式（ワークショップ資料を含んでいないはず）
上記の請求に対応する行政文書の件名（公開しない事項及びその理由）	<p>(全部公開)</p> <p>第1回大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会配布資料 第1回大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会 次第 大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会規則 資料1 大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会スケジュール(案) 資料2 大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想(たたき台) 資料3 市民アンケート実施計画(案) 資料5 交通処理検討の方針(案) 別紙① 大和八木駅周辺地区基本構想及び基本計画策定スケジュール 別紙② 檀原市まち・ひと・しごと創生総合戦略 具体的な施策一覧 別紙③ 大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想(たたき台)概要版</p> <p>第2回大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会配布資料 第2回大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会 次第 大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会：委員名簿 資料1 大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会スケジュール(案) 資料2-1 大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想(たたき台)【案】 資料2-2 大和八木駅周辺地区まちづくりにおける交通体系に関する検討 資料3-2 第1回ワークショップの概要 別紙① 大和八木駅周辺地区基本構想及び基本計画策定スケジュール(案) 別紙② 第1回ワークショップ協議資料 檀原市大和八木駅周辺地区概況と各種データ</p> <p>第3回大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会配布資料 第3回大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会 次第 大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会：委員名簿 資料1 大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会スケジュール(案) 資料4 交通量調査結果の概要 別紙① 大和八木駅周辺地区基本構想及び基本計画策定スケジュール(案) 別紙③ 第1回大和八木駅周辺地区まちづくりワークショップ 参加アンケート集計結果</p>

上記の請求に対応する行政文書の件名(公開しない事項及びその理由)

第4回大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会配布資料

第4回大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会 次第

大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会：委員名簿

資料1 大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会スケジュール(案)

資料2 大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想

資料3 大和八木駅周辺地区まちづくり基本計画(たたき台)(案)

資料3-1 大和八木駅周辺地区まちづくり第1回ワークショップ意見

資料4 市民アンケート実施計画(案)

資料4-1 市民アンケート調査票(案)

資料5 第2回ワークショップの実施計画(案)

資料6 交通処理検討

別紙① 大和八木駅周辺地区基本構想及び基本計画策定スケジュール(案)

第5回大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会配布資料

第5回大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会 次第

大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会：委員名簿

資料1 大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会スケジュール(案)

資料2 第2回ワークショップ実施結果

資料3 大和八木駅周辺地区まちづくり基本計画検討方針

資料3-1 大和八木駅周辺地区まちづくり基本計画(たたき台)

資料4 第3回ワークショップ実施計画(案)

別紙① 大和八木駅周辺地区基本構想及び基本計画スケジュール(案)

別紙② 大和八木駅周辺地区まちづくり事業スケジュール イメージ

別紙③ 駅前広場へのアクセス路の検討(案)

第1回ワークショップ委員配布資料

まちあるきマップ東周りルート

まちあるきマップ西周りルート

第2回ワークショップ委員配布資料

第2回大和八木駅周辺地区まちづくりワークショップ次第

資料1 第2回ワークショップ説明資料

資料2 基本構想(案)抜粋資料

第1回大和八木駅周辺地区まちづくりワークショップ実施結果

第3回ワークショップ委員配布資料

第3回大和八木駅周辺地区まちづくりワークショップ次第

資料1 第3回ワークショップ説明資料

第2回大和八木駅周辺地区まちづくりワークショップ実施結果

今井町駐車場位置図

本庁舎耐震診断結果

八木駅南市有地活用事業パンフレット

北側地区から大和八木駅へのアクセス面での課題

エリア別地域資源分布状況図

大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想

上記の請求に対応する行政文書の件名(公開しない事項及びその理由)	(部分公開) <u>大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会議事録</u> 第1回大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会議事録 第2回大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会議事録 第3回大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会議事録 第4回大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会議事録 第5回大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会議事録 【公開しない事項】 ・個人氏名 【公開しない理由】 ・特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものである。 (檀原市情報公開条例第6条第1項第1号に該当) <u>第1回大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会配布資料</u> 資料4 ワークショップ実施計画(案) <u>第2回大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会配布資料</u> 資料3-1 ワークショップ実施計画(案) 【公開しない事項】 ・写真 【公開しない理由】 ・特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものである。 (檀原市情報公開条例第6条第1項第1号に該当) <u>第3回大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会配布資料</u> 資料2 第1回大和八木駅周辺地区まちづくりワークショップの実施結果 資料3 大和八木駅周辺地区まちづくり基本構想(案) 別紙② 第1回大和八木駅周辺地区まちづくりワークショップ 各グループの討議結果 【公開しない事項】 ・施設名称 【公開しない理由】 ワークショップの中で参加者が施設名称を上げて個人的な意見を述べたもので、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるものである。 (檀原市情報公開条例第6条第1項第2号アに該当)	
	公開の日時	平成29年4月13日(木) 13時00分
	公開の場所	檀原市 広報広聴課 公開広聴係
	公開の方法	1閲覧(□原本・□複写) ②写しの交付 3視聴
手数料	■無料・□有料(円)	
※公開予定期日	平成 年 月 日()	
所管課	総合政策部 八木駅周辺整備課 計画係 (電話0744-21-1107)	

備	考	コピー代 白黒10円×119枚=1,190円 カラー50円×442枚=22,100円 計23,290円
---	---	---

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、榎原市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、榎原市を被告として(訴訟において榎原市を代表する者は榎原市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日)の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、この処分のうち、手数料に関することについては、審査請求を経た後でなければ取消しの訴えを提起することはできません。

- (注) 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
 2 当日御都合が悪いときは、総合窓口(電話0744-21-1130)まで御連絡ください。
 3 ※印の欄は、公開を拒否することを決定した部分の公開期日であり、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。当該行政文書の公開を希望されるときは、この期日以後に改めて請求してください。
 4 写しの作成に要する費用が必要な場合は、備考欄に記入しています。